

介護保険に関する税金の控除についてお知らせします

問 駅南庁舎高齢社会課 ☎ 0857-20-3452 ☎ 0857-20-3404、各総合支所市民福祉課 (☎ 12 ページ)

■介護保険料

社会保険料控除として所得から控除されます。平成27年中に支払った介護保険料が控除の対象になります。

■介護保険施設の利用料

介護保険施設を利用された場合、次のものが医療費控除の対象となります。ただし、日常生活費は除かれます。

①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、地域密着型介護老人福祉施設(定員29人以下の特別養護老人ホーム)に入所の場合

介護サービス費および食費と居住費の自己負担額の1/2

②介護老人保健施設・介護療養型医療施設に入所の場合

介護サービス費および食費と居住費の自己負担額

■在宅で介護サービスを利用した場合の利用料

介護サービス計画(自己作成も含む)に基づき次の①から⑦のサービスのいずれかを利用している場合、その利用料が医療費控除の対象となります。(介護予防サービスも同様の扱いになります。)

- ①訪問看護
- ②訪問リハビリテーション
- ③居宅療養管理指導
- ④通所リハビリテーション(食費も対象となります。)
- ⑤短期入所療養介護(食費と居住費も対象となります。)
- ⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限ります。)
- ⑦看護小規模多機能型居宅介護(医療系サービスを含む組み合わせにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)に限ります。)

さらに①から⑦のサービスのいずれかを利用している人で、次の⑧から⑭のサービスのいずれかを利用された場合、その利用料も医療費控除の対象となります。

- ⑧訪問介護(生活援助中心型は除きます。)
- ⑨訪問入浴介護
- ⑩通所介護(食費は対象となりません。)
- ⑪短期入所生活介護(食費と居住費は対象となりません。)
- ⑫認知症対応型通所介護(食費は対象となりません。)
- ⑬小規模多機能型居宅介護(食費は対象となりません。)
- ⑭定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用しない場合および連携型事業所に限ります。)

医療費控除を受けられるときは、平成27年中に支払った領収書などの添付が必要となります。サービス事業者またはケアマネジャーにお問い合わせください。

■おむつ代に係る医療費控除

要介護者にかかるおむつ代は医療費控除の対象となる場合があります。申告には医師の証明書および領収書が必要となります。ただし、2年日以降の申告の場合、医師の証明書に替えて要介護認定に係る主治医意見書の内容が要件に該当した場合のみ、市町村が発行する確認書で申告することができます。申請が必要ですのでお問い合わせください。

■要介護認定者の障がい者控除

平成27年12月31日時点で、要介護1～5の認定を受けている市内に住所のある65歳以上の人は、一定の要件を満たす場合に、障がい者控除の対象となる場合があります。申請が必要となりますのでお問い合わせください。

市民政策コメントを募集します

問 駅南庁舎鳥取市立中央図書館
(〒680-0845 鳥取市富安二丁目138-4)
☎ 0857-27-5182 ☎ 0857-27-5192
✉ chuo-library@city.tottori.lg.jp
http://www.lib.city.tottori.tottori.jp/

鳥取市図書館振興計画

本市の図書館は、平成17年に「鳥取市図書館整備計画」を策定し、中央図書館の移転拡張整備、新コンピュータシステムや移動図書館車の増設を図るなど市内全域への図書館サービス網の充実に取り組んできました。

今後5年間の図書館の将来像を明らかにし、さらなる図書館の振興を図り、市民のみなさんとともに図書館づくりを進めていくため「鳥取市図書館振興計画」を策定しています。

このたび、素案をまとめましたので、市民のみなさんからのご意見を募集します。

資料公開 本庁舎、駅南庁舎、各総合支所、市立図書館ホームページ、市立図書館

公開期間 2月5日(金)～24日(水)

提出方法 様式は問いません。住所、氏名、電話番号を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで問い合わせ先まで

提出期限 2月24日(水)必着

問 中央保健センター
(〒680-0845 鳥取市富安二丁目104-2 さざんか会館)
☎ 0857-20-3192 ☎ 0857-20-3199
✉ hokencenter@city.tottori.lg.jp

第2次鳥取市食育推進計画・食育事業実施計画(案)

本市では、これまで「鳥取市食育推進計画・食育事業実施計画」に基づき、市民一人ひとりが「食」を通して健全な心身と豊かな人間性を育み、健康的な食習慣を身につけると共に、豊かな食文化を継承していくことを理念とし、「食育」の推進に取り組んできました。推進期間の最終年度にあたり引き続き推進を図るため、「第2次鳥取市食育推進計画・食育事業実施計画(案)」を作成しましたので、市民のみなさんからのご意見を募集します。

計画期間 平成28年度～平成32年度

資料公開 本庁舎、駅南庁舎、各総合支所、本市公式ホームページ、中央保健センター

公開期間 2月10日(水)～29日(月)

提出方法 様式は問いません。住所、氏名、電話番号を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで問い合わせ先まで

提出期限 2月29日(月)必着

生活環境課からのお知らせ

問 本庁舎生活環境課 ☎ 0857-20-3217 ☎ 0857-20-3045

祝日のごみ収集(鳥取地域)

祝日のごみ収集日にあたる地区(該当地区)は、ごみ収集のスケジュールが次のように変更になります。

月日	可燃ごみ	古紙類	ペットボトル	プラスチックごみ	食品トレイ 資源ごみ 小型破碎ごみ
2月11日(木) (建国記念の日)	該当地区は収集します		お休みします ※18日(木)に振り替えて収集します	お休みします	お休みします

※ごみは必ず収集曜日を守り、朝8時までに出してください。

※新市域については総合支所だよりをご覧ください。各総合支所市民福祉課(☎ 12 ページ)までお問い合わせください。

ごみステーションの回収容器や防鳥ネットなどの取扱いに注意してください。

日頃より、町内会などを通して市民のみなさんにはごみステーションを適正に管理していただいておりますが、度重なる大雪や強風などの悪天候により、ごみステーションの回収容器や防鳥ネットなどが飛散するおそれがあります。つきましては、回収容器やネットなどが散乱しないよう、適正な管理をしていただきますようお願いいたします。

シリーズ ごみ減量のヒント vol.6

■段ボールコンポストをご紹介します

生ごみを堆肥化する方法のひとつ、段ボールコンポスト。今年度4～12月の間で講習会を8回実施し、計147人が参加されました。また、材料購入費の一部補助も行っています。(市報11月号掲載)

◆段ボールコンポストとは

段ボールで容器をつくり、ホームセンターなどで売っている園芸用資材(ピートモス・もみ殻くん炭)と生ごみを混ぜ、微生物などの力で堆肥化する方法です。

◆特徴

- ・電気を使わず環境にやさしい
- ・室内に置いて管理ができる
- ・手に入りやすい材料で安価に作ることができる

日々の管理が大切ですが、生ごみの大幅な減量につながります。熟成期間を含め、約4カ月で堆肥ができます。

※容器の作り方や管理方法、講習会の申し込みなどの詳細につきましては、本市公式ホームページをご覧ください。だくか、生活環境課までお問い合わせください。



「鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画(平成28～37年度)」を策定しました

問 本庁舎危機管理課 ☎ 0857-20-3127 ☎ 0857-20-3040

鳥取市安全で安心なまちづくり推進協議会および市民政策コメントなどでいただいた意見を踏まえ、この度「鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画(平成28～37年度)」を策定しました。見直しのポイントは次の4点です。

①学校の安全教育にスマートフォンなどの適正利用について追加

スマートフォンなどの利用に起因する青少年の犯罪被害の増加を踏まえ、スマートフォンなどの適正利用について、市の取り組みに追加しました。

②高齢者を狙った特殊詐欺の被害防止について追加

近年の高齢者を狙った特殊詐欺被害の増加を踏まえ、被害の防止について、市、市民、事業者の取り組みに追加しました。

③空き家などの適正な管理の促進について追加

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行な

どを踏まえ、空き家などの適正な管理の促進について、市、市民、事業者、土地所有者などの取り組みに追加しました。

④防犯カメラの整備について追加

犯罪の抑止効果への期待などを踏まえ、防犯カメラの効果的な整備促進の検討について、市の取り組みに追加しました。

「鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画(平成28～37年度)」については、本市公式ホームページに公開しています。

今後は、基本計画の施策を実施していくための実施指針として実施計画を策定し、計画的、効果的に事業を実施していきます。